

地方自治法第199条第14項の規定により、延岡市長から令和4年10月から11月までに実施した監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年3月22日

延岡市監査委員 野 下 美智江

同 服 部 俊 明

同 小 野 正 二

文書指摘事項に対する措置状況（令和4年10～11月定期監査実施分）

市民環境部

市民課

文書指摘	<p>(1) 物品等の管理事務</p> <p>保管されている郵便切手について、現物の数と受払簿の残数が一致しなかった。</p> <p>適正な管理と定期的な現物確認を行うよう求める。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和4年12月13日）</p> <p>保管している郵便切手と切手受払簿が一致していなかった原因は、切手を使用する職員が個々に受払簿に記入し、切手を取り出して使用していたために記入漏れが生じたもので、管理する者を決めていなかったことにより、不一致に気付かなかったものである。</p> <p>今後は切手及び受払簿を管理係が管理し、使用する職員が記入した受払簿を確認後切手を手渡す。</p>

農林水産部

水産課

文書指摘	<p>(1) 歳入事務</p> <p>歳入調定の起票遅れが、令和4年度に3件あった。</p> <p>財務会計規則及び会計事務手順書に基づき、適正な事務処理を行うよう改善を求める。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和5年1月30日）</p> <p>課内において財務会計規則及び会計事務手順書を再確認し、歳入の事務手順について流れを整理した。今後は、庶務担当者及び事業担当者が連携して歳入予定日のスケジュール管理を徹底し、速やかな歳入調定の起票に努めるとともに、異動時には確実な引継ぎを行う。</p>